貨物軽自動車運送事業のご案内

岐阜運輸支局輸送・監査担当
０５８－２７９－３７１４

新規に貨物軽自動車運送事業を始めるには

三輪以上の軽貨物自動車又は二輪の自動車を使用して貨物軽自動車運送事業を経営しようとするときは、あらかじめ届出が必要となりますので「貨物軽自動車運送事業経営届出書」（様式１）を岐阜運輸支局輸送担当へ提出してください。経営届出に係る基準等が次のとおり定められていますので、事業計画等を定めたうえで届出をしてください。（届出関係の用紙は、輸送・監査担当窓口でおたずね下さい。）

１．新規に事業（三輪以上）に経営届書を提出する際の基準は

項　　目	基　　準　　等
営　業　所	営業活動及び運転者の管理を行う拠点を記載してください。 自宅に営業所を設置することもできます。
自動車車庫	原則として、営業所に併設とすることが必要ですが、併設できない場合は、営業所から２㎞以内に確保してください。 全ての車両が容易に収容できる広さを確保してください。（１両あたり８㎡以上が目安となります。） 他の用途に使用する部分と明確な区分を行ってください。 自動車車庫（土地・建物）を使用する権原を有していることが必要です。 自動車車庫（土地・建物）は、都市計画法等の関係法令に抵触しないものであることが必要です。
休憩施設	乗務員が有効に利用することができる適切な施設を確保してください。 自宅に休憩施設を設置することもできます。
事業用自動車	事業を行うための適切な構造であることが必要です。 二輪の自動車については、総排気量１２５ccを超えるものについて届出を行ってください。
運送約款	国土交通大臣が告示した標準約款に準じて運送約款を作成してください。 「標準約款」と同一のものを設定することもできます。（運送約款により運送契約をすることになりますので、運送約款をよく読んでおいてください。）
管理体制	過積載、過労運転の防止、乗務前後の点呼、乗務員に対する指導監督等の事業の適正な運営のための管理体制を確保してください。

２．運賃・料金設定について（別途届出が必要となります）

運賃・料金	荷主に対して不当とならないように設定してください。 特定の荷主が決まっている場合は、荷主と相談して、定めることもできます。

３．自動車の車体表示について

①自動車の両側面には氏名又は名称を表示してください。

②表示は、はっきりと消えないもので図のように記入してください。

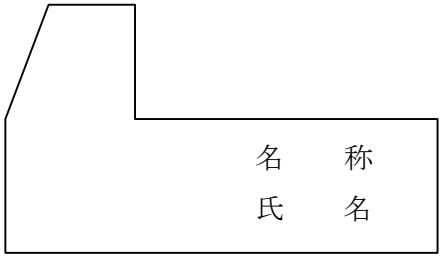

◎経営届出書の受理後の手続きは

1．届出書に記載された事業開始予定日が運輸開始日となりますが、届出書の補正又は追加書類の提出がある場合は連絡をしますので、この間に所定の手続きを完了してください。

2．運輸開始日（その日以降）には届出書受理の際にお渡しした「貨物運送事業用自動車等連絡書」を持参のうえ、届出した営業所を管轄する軽自動車検査協会で、営業用ナンバーを付ける手続きを行ってください。

3．営業用ナンバーを付ける手続きは、届出した軽自動車が新車、中古車等の違いにより手続き書類が異なりますので、手続きに必要な書類（所有者及び使用者の印鑑、委任状等）を軽自動車検査協会で確認しておいてください。

　営業用ナンバーを付ける手続きが終了したことによって全ての手続きが完了したことになります。

・軽自動車検査協会岐阜事務所

〒５０１―６２５７　岐阜県羽島市福寿町平方字丸池東９－１

ＴＥＬ　０５８－３９４―０２３２

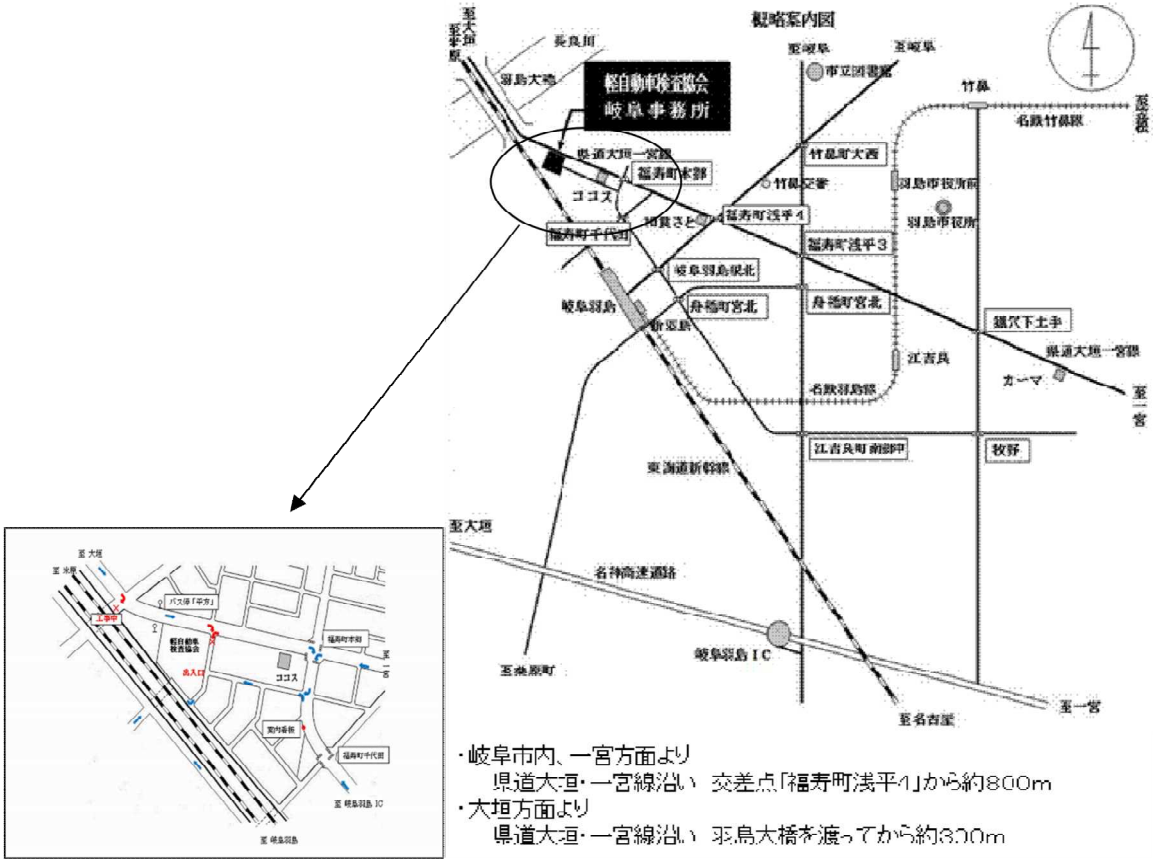

詳細図　　案内図

◎事業開始したら

１．貨物自動車運送事業者として、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければなりません。

２．具体的には、下記の点について留意してください。

①過積載運行の防止（最大積載量を超えて貨物を運送することはできません）。

②貨物の積載においては、偏荷重が生じないようにするとともに、荷崩れ等による走行中の荷物の落下がないようにしてください。

③乗務を開始するときや乗務を終了したときは、必ずアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無、及び健康状態を確認し点呼を行ってください。

また、点呼を行った記録については、記録簿により１年間保存してください。

（※アルコール検知器については、通常市販されているものでかまいません）

◎届出事項を変更しようとするときの手続き

１．次の事項を変更しようとするときは、事前の届出が必要となりますので、「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書」（様式２）に変更しようとする事項を記載し、岐阜運輸支局輸送・監査担当窓口へ提出してください。

１）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２）事業計画の内容

① 氏名又は名称及び住所（主たる事務所の名称及び位置）

② 代表者

③ 営業所の名称及び位置

④ 事業用自動車の種別ごとの数（乗車定員）

⑤ 自動車車庫の位置及び収容能力（面積）

⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力（面積）

３）運送約款（標準約款を使用する旨を記載することで添付を省略できます。）

２．届出書を確認後、必要に応じ「貨物運送事業用自動車等連絡書」を交付しますので、軽自動車検査協会で軽自動車の自動車検査証の変更等の手続きを行ってください。

◎軽自動車を代替するときの手続き

１．軽自動車を替えようとするときには、「貨物運送事業用自動車等連絡書」に必要事項を記載して、事前に岐阜運輸支局輸送・監査担当へ提出してください。

２．記載事項を確認後、「貨物運送事業用自動車等連絡書」を交付しますので、軽自動車検査協会で、軽自動車の廃車等の手続きと新たに使用する軽自動車に営業用ナンバーを付ける手続きを行ってください。

◎事業を廃止したときの手続き

１．事業を廃止したときは、「貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書」（様式２）に必要事項を記載して、運輸支局輸送・監査担当窓口へ提出してください。

２．届出書を確認後、「貨物運送事業用自動車等連絡書」を交付しますので、軽自動車検査協会で軽自動車の廃車等の手続きを行ってください。

◎運賃・料金を設定あるいは変更したときの手続き

運賃・料金を設定あるいは変更したときは、３０日以内に「運賃料金設定（変更）届出書」を提出してください。

「貨物軽自動車運送事業経営届」（様式１）と同時に提出することもできます。

貨物軽自動車運送事業の経営届出書の作成についての留意点

貨物軽自動車運送事業の経営届出書類は、貨物自動車運送事業法に基づき事業を始めようとする前に岐阜運輸支局輸送・監査担当窓口に提出して下さい。提出部数は、控えを含め２部必要です。

（控え分は全部コピーでも可。）

＜郵送による提出も可。その場合は必ず返信用封筒に連絡先、切手を貼付して下さい。＞

【連絡先】

中部運輸局岐阜運輸支局輸送担当

〒５０１―６１９２　岐阜県岐阜市日置江２６４８－１

ＴＥＬ　０５８―２７９―３７１４

ＦＡＸ　０５８―２７０―１０６１